

出石
城下町

伝建 かわら版



平成 19 年 2 月 8 日発行 編集／豊岡市教育委員会（文化振興課：TEL23-1160、出石分室：TEL21-9029）

伝建制度に向けて いよいよ始動！

「伝建条例」公布

昨年 12 月の市議会において「豊岡市伝統的建造物群保存地区保存条例」が可決され、同月 26 日に公布されました。

この条例は、今後進めていく「伝統的建造物群保存地区保存制度」の基本的なことがらを定めて、出石城下町の歴史的な町並みを保存・整備しようとするものです。

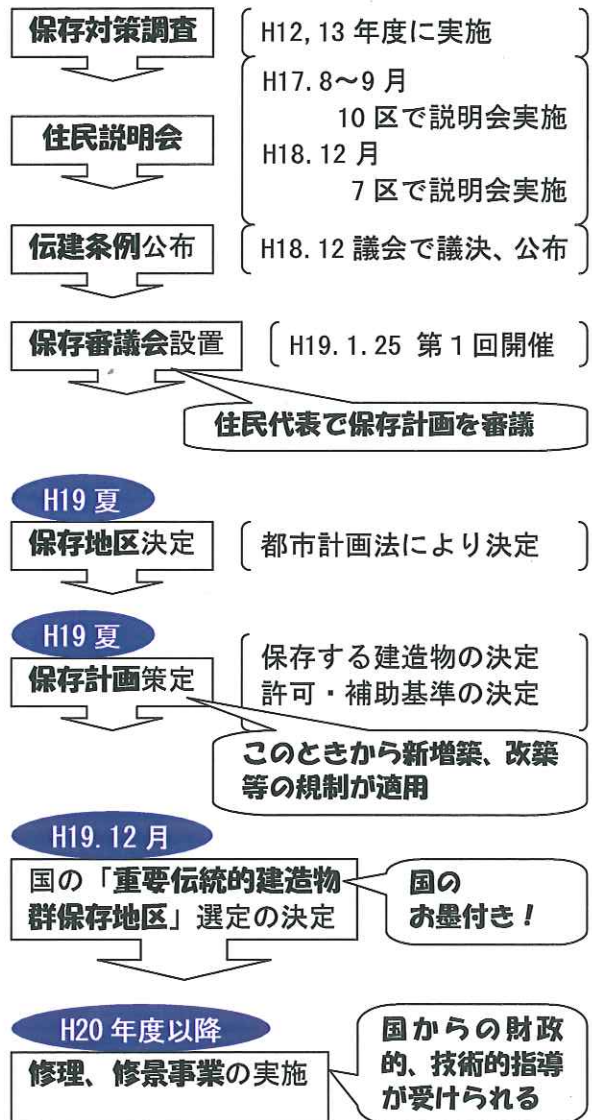
条例の主な内容については、次のとおりです。

- 対象地区の範囲は都市計画で定める
- 保存計画を定める
- 建造物等の現状変更（新增築、修理など外観の変更、宅地の造成、木竹の伐採等）は許可が必要（例外もあります）
- 許可基準の概要
- 新增改築、修理工事経費の補助を行う
- 罰則規定

今後のスケジュールは右図のとおりです。
平成 19 年度の夏ごろから現状変更の規制がかかり、平成 20 年度から修理・修景工事に対する補助事業が始まります。

現状変更の許可基準や補助基準、補助額などの詳細については、住民代表や学識経験者からなる「保存審議会」で審議し、保存計画で決定します。

経緯とスケジュール



伝建制度の必要性

鳥取県倉吉市打吹玉川



長野県南木曾町妻籠宿



北海道函館市元町



京都府南丹市美山町北



三重県亀山市関町関宿



長野県塩尻市奈良井



岐阜県白川村荻町



江戸時代の出石城下町（出石藩）は出石城下三千軒とうたわれた文化商業の中心地であり、但馬を代表する5万8千石の雄藩として栄え、今日もその町割りや歴史的風致を色濃く残しています。

その歴史的環境や景観を活かしたまちづくりを進めるために、昭和62年には城下町の一定の地区を「都市景観形成地区」に指定するとともに、「出石城下町地区景観ガイドライン」を定め、建築物を建築する際の一定のルールを策定しました。

しかし、このガイドラインには強制力がないことからルールを守らず建築される建築物が増加したり、歴史的建造物が取り壊されたり、また店舗の外観や広告物が無秩序化するなどの問題が目につくようになってきています。町の声からも「このままでは、せっかく先人が築き上げてきた出石城下町の町並みが崩れてしまう！なんとか守る方法はないのか！」などと聞くことも多くありました。

そこで、新たに国の伝建制度を取り入れて町並みを保存・整備することにしました。

伝建制度は現状変更を行う際に許可を必要とするとともに、一定の修理¹・修景²工事に対して経費の一部を補助するもので、住民と市町村が一体となってまちづくりを行うことにより、より確実に歴史的資源である出石城下町の町並みを保存することができると考えられます。

実際に函館市、白川村、近江八幡市、京都市産寧坂・祇園新橋、神戸市、篠山市、橿原市、倉敷市、萩市、長崎市など、全国に名だたる景観先進地や観光地はこの伝建制度に取り組んでおり、国の重要伝建地区の選定を受けた地区は現在79箇所にとどまっています。

埼玉県川越市川越



滋賀県近江八幡市八幡



島根県大田市大森銀山



愛媛県内子町八日市護国



奈良県橿原市今井町



徳島県美馬市脇町南町



山口県柳井市古市金屋



出石城下町



これから伝建制度で保存・整備していく出石城下町の町並み。

私たちのふるさとを全国のどこよりも素晴らしい地区にしていきたいきましょう！

¹ 「修理」：特定物件を修理基準に基づき建築時同様に復原する工事（基準の詳細は保存計画で定めます。）

（特定物件：伝統的建造物及び環境物件のうち、所有者の同意を得て保存すべき物件として特定されたもの）

² 「修景」：修景基準に基づき、特定物件以外の建造物を周囲の歴史的風致と調和するように配慮して行う新增改築等の工事

※ 各伝建地区の写真提供：江田編集企画室

伝建制度とは？ —No.1—

■ 〇〇 同じ制度でも違う結果に。。。

伝建制度の実体を平たく言ってしまえば、「**建造物の新增築や外観の改修時に許可が必要だが、そのときの工事経費に補助金が出る**」ということになります。

ただし、この表面的な仕組みだけしか理解されずに事業を進めると、住民のみなさんが伝建制度の理念と必要性を理解のうえ事業を進めるとでは、その**結果に大きな差が生じるのがこの制度**です。

そのため、記念すべき第1回の伝建ニュースで、伝建の理念などについて説明いたします。

■ 〇〇 伝建制度の理念

伝建制度は、決して標本のように美しい箱物を整備するという行政のひとりよがりな施策でもなければ、個人資産の形成を助ける公共事業でもありません。

伝建制度の本質的な目的は、「**歴史的景観を活かした個性あるまちづくり**」です。地域の人々が地域の歴史的資源を発見し、それを価値づけ、維持・整備し、まちづくりに活かす。それを「伝統的建造物群保存地区」という**文化財**としての公共的財産を形成する手法をもって行うものです。

この伝建の理念が浸透しなければ、現状変更の許可基準は「**みんなの約束**」でなく「拘束される邪魔物」になり、補助基準は「**いいものづくり**」でなく「抜け道探し」の始まりになり、補助金交付は「**文化財への公費負担**」が「**既得権**」へと変わってしまいます。共通の理解とモラル（良識）を踏まえて運用していくことができれば、伝建制度はきっと出石城下町のまちづくりに大きく貢献するに違いありません。

**伝建制度の目的は
歴史を活かしたまちづくり！**

■ 〇〇 伝建制度の特徴

次回以降に詳しく説明しますが、伝建制度の大きな特徴に

- 文化財として保存・整備
- 住民の日常の生活を尊重
- 住民と市町村が主体的に運営



という点があげられます。

つまり、そこに住む人々が想う“本物志向の町並み”と“実生活上での便宜”が綱引きをするわけです。

そこで、国の取り決めでは「**建造物の現状変更の規制は外観上のみとする**」としていますが、その詳細（程度）や、そのほかの取り組みを決めるのは、住民や市町村という制度になっています。

つまり、この現状変更の許可基準で言うならば、「これくらい厳しくないとも景観は守れないぞ！」とか、「いや、それでは暮らしにくくてかなわん！」といったことを住民のみなさんに考えていただきながら約束（基準）を決めていただく仕組みになっています。「住民と行政が一緒になって考え、一緒に決めて、みんなで守る！」ということです。

もっとも、一人ひとりに話を聞くことはできませんから、そのため住民の代表者などからなる保存審議会で議論することになります。

もちろん、教育委員会へ直接意見していただくこともできます。お問い合わせでも何でもお気軽にご連絡ください！

第1回保存審議会開催！

平成19年1月25日、出石総合支所において「第1回豊岡市伝統的建造物群保存審議会（保存審議会）」を開催しました。会議冒頭に、次のお二人が会長・副会長に選ばれました。

会長：田中純一氏（魚屋区選出）

副会長：大橋直人氏（出石町商工会選出）

そして、「豊岡市出石伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画（保存計画）」について諮問³する旨の諮問書が手渡されました。

保存計画は、**現状変更の許可基準、新增築等の修景・修理工事に対する補助基準**をはじめ、伝建地区の保存のあり方を決定する非常に重要なものです。

第1回の審議においては、次のとおり審議会の意見を集約していただきました。

名称：豊岡市出石伝統的建造物群保存地区

範囲⁴：材木、魚屋、内町、八木、本町、宵田、田結庄（及び柳・小人の各一部を含む）の面積約22.8ha



熱心に耳を傾けての現地説明

委員のみなさん、慎重審議をありがとうございました。

（審議会はまだ始まったばかり。これからもどうかよろしく願いいたします！）

審議会委員のみなさん（敬称略）

	氏名	所属
学識経験者	八木 雅夫	国立明石工業高等専門学校
	永澤 昇	豊岡市文化財審議会委員会
	川見 祐枝	豊岡市都市計画審議会
保存地区	石田 成喜	材木区
	田中 純一	魚屋区
	佐藤 信義	内町区
	上坂 泰三	八木区
	酒井 清道	本町区
	大西 哲	宵田区
関係団体	坂本典三郎	田結庄区
	大橋 直人	出石町商工会
	岡本健一郎	但馬國出石観光協会
	小畑ひろゑ	女性代表



さまざまな意見が飛び交います！

地区の歴史紹介 ～材木区～

魚屋町の南部から東に続く町人町。北は岩鼻町、南は伊木町。本町6カ町の一つで、名主を置く。町内に勘定所が置かれていたが、天保8年（1837）、対面所内に移転した。寛政年中（1789-1801）に設置され、その後中断していた義倉役所が天保15年に当町西端南側角に再興された。義倉制度は義倉役所に集めた米・銀を準備銀とし、家中や領民に同役所発行の銭札を貸付ける制度で、家中に貸付ける札を元方札、領民のそれを加印札と呼んだ。前年に家禄半減となった家中の救済や利銀を返るといふ財政悪化に苦しむ出石藩の窮余策であった。

与謝蕪村の高弟、俳人芦田仏白は、寛延2年（1749）当町名主堺屋又七の次男として生まれている。

（平凡社「兵庫県の地名I」より）

保存審議会 石田委員さんから一言！

材木区では、伝統的建物と言えるものは老朽化が進み、また空き家も多くて改修もなかなか出来ず、町並み保存も大変です。伝建制度を利用して人を呼び、昔の活気を取り戻すように皆で頑張りましょう。



³ 「諮問」：一定の機関や有識者に対し、ある問題について意見を尋ね求めること。

⁴ 「範囲」：宵田は旧谷山川水路より南側。範囲については、次号で詳しく説明いたします。